

沖永良部衛生管理組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例

別表1 (第7条関係)

処分手数料

区 分	単 位	処分手数料	備 考
個人ごみ	10kg (10kg 未満は10kg とする。)	75円	燃えるごみ、燃えないごみ、ペットボトル、発泡スチロール、ビン、粗大ごみ等の一般廃棄物。(持込不可のごみは除く。)
事業系ごみ	10kg (10kg 未満は10kg とする。)	150円	燃えるごみ、燃えないごみ、ペットボトル、発泡スチロール、ビン、粗大ごみ等の事業系一般廃棄物。(持込不可のごみは除く。)